伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第１項の規定による調査、指導等並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定による監査について、特定教育・保育施設等指導指針（平成27年12月７日付け府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第２号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「国通知」という。）別添１）及び特定教育・保育施設等監査指針（国通知別添２）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（実地指導の実施計画）

第２条　市長は、毎年度、実地指導を行うための実施計画を作成しなければならない。

２　前項の計画には、実地指導の実施日程を定めるものとする。

　（実施体制）

第３条　実地指導又は監査は、それぞれ２名以上の職員をもって行うものとする。

　（実地指導の実施通知）

第４条　実地指導の実施通知は、実地指導の実施日の１月前までに行う。

　（改善報告書の提出期限）

第５条　実地指導又は監査に係る改善報告書の提出期限は、それぞれ指導内容の通知の日から60日以内とする。

　（措置をとるべき期限）

第６条　法第39条第１項又は第51条第１項の期限は、それぞれ勧告の日から60日以内とする。

２　法第39条第４項又は第51条第３項の期限は、それぞれ命令の日から60日以内とする。

　（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年　　月　　日から施行する。